

# 久米島の溪流が、国際的に重要な湿地として 「ラムサール条約」に登録されました

久米島の溪流は、キクザトサワヘビなどの希少な生き物が生息していることから、国際的に重要な湿地であると認められ、条約湿地に登録されました。この豊かな自然環境を世界にアピールするとともに、未来に引き継いでいきましょう。



キクザトサワヘビ

## ラムサール条約とは...

ラムサール条約は、国際協力によって湿地（水のある場所）の保全と賢明な利用を進めていくために、世界158カ国が加入している条約です。

日本では、全国の37か所、沖縄県内では、漫湖、慶良間諸島海域、名蔵アンパル、久米島の溪流・湿地の4か所が条約湿地に登録されています。

久米島の登録区域は、種の保存法により、平成10年からキクザトサワヘビの生息地保護区に指定されているため、ラムサール条約登録によって新しく規制がかかることはありません。

## 溪流の保全と賢明な利用

### 溪流の恵みとその利用

久米島の溪流は、人間の生活や久米島の産業を支える様々な「恵み」をもたらしてくれます。ラムサール条約湿地への登録によって、世界的に重要な湿地から得られる恵みを活かした農業や特産品づくりなど、より豊かな地域づくりができます。

この恵みがいつまでも続くように、溪流を守っていくことが大切です。

### 溪流の保全と利用のために

久米島の溪流を守り、将来にわたって利用していくためには、湿地の恵みを一人一人が自覚することが大切です。地域の自然とのふれあい、地域内または地域間の人と人との交流を通じて、溪流と私たちの暮らしの関係をあらためて考えていきましょう。



ラムサール条約登録予定区域 (255ha)  
(宇江城岳キクザトサワヘビ生息地保護区管理地区)



環境省那覇自然環境事務所 (098-858-5824)  
沖縄県自然保護課 (098-866-2243)  
久米島町教育委員会 (098-985-2287)  
久米島自然文化センター (098-896-7181)  
久米島ホテル館 (098-896-7100)



## キクザトサワヘビについて

キクザトサワヘビは、世界でも久米島の溪流だけに生息する小型（体長およそ60cm）の無毒ヘビで、日本で唯一、淡水中で生活するヘビです。このヘビの生息地は、豊かな自然が残る宇江城岳周辺の溪流に限られます。個体数も非常に少ないことから、**絶滅のおそれが極めて高い**と考えられています。このように、大変貴重な生き物であることから、沖縄県の**天然記念物**になっています。

また、キクザトサワヘビは、ホタルやサワガニなどの貴重な生き物と同様に、きれいな水にしか住めない生き物です。**キクザトサワヘビの存在は、久米島の水がきれいである証明とも言えます。**



キクザトサワヘビの生息地



キクザトサワヘビ



クメジマボタル



クメジマミナミサワガニ



リュウキュウ  
アカガエル



キバラヨシノボリ

## 宇江城岳キクザトサワヘビ生息地保護区

環境省では、このサワヘビとその生息地となる豊かな自然を守るために、法律（種の保存法）に基づいて、サワヘビの**捕獲などを禁止**するとともに、**平成10年6月**に宇江城岳の生息地600haを「宇江城岳キクザトサワヘビ生息地保護区」に指定し、右の表に示すような**開発行為を制限**しています。

生息地保護区管理地区内で、以下の行為を行う場合は、環境大臣の許可が必要です。

- (1) 建築物等の新築、増築、改築
- (2) 宅地造成等の土地の形質の変更
- (3) 鉱物の採掘、土石の採取
- (4) 水面の埋立て、干拓
- (5) 河川、湖沼等の水位、水量の変更
- (6) 木竹の伐採（30%以下の択伐は可）

キクザトサワヘビ生息地保護区管理地区（ラムサール条約登録区域）内の規制行為

## ご協力ください

最近、赤土の流出によってサワヘビの餌となる生き物が減少したり、取水用に設置されたパイプにサワヘビが吸い込まれる事故が起きています。また、大雨の時などは、サワヘビが下流に流される事故が起きています。**このような事故は、数が少ないサワヘビにとってたいへん大きな問題です。**

現在、地域の方2名にサワヘビ生息地の巡視活動をお願いしていますが、事故を防ぐためには地域の皆様のご協力が不可欠です。あわせて、**事故にあったサワヘビを目撃された方は、久米島ホタル館（098-896-7100）** または表面下の連絡先にご連絡をお願いします。



赤土の流出した河川



取水用パイプ



生息地保護区巡視員の腕章